第1、３の項目について

再任用職員の給与については、平成29年度の人事院勧告において、「民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討を行っていくこととする」とされており、引き続き国の動向を注視してまいりたい。

第1（２）の項目について

再任用教職員は定数内職員であり、各学校の教科、年齢等のバランスを図る必要があることから、定年前の教職員と同様の人事配置を行っているところ。

なお、非常勤（若年）特別嘱託員（同要綱適用の非常勤講師含む）については、平成14年度から、本人の希望を尊重しながら各学校の教育課題等を踏まえ、計画的な配置を行っているところ。

第1（３）の項目について

再任用職員の任用形態の変更については、平成22年度の再任用者から、任用の運用期間が５年になったことに伴い、再任用者の加齢等による個々の実情を考慮し、任期更新時に学校運営上支障のない範囲で、一度限りで勤務形態の変更を認めることとしています

第2（１）（２）（３）の項目について

再任用教職員の職務内容については、勤務時間数に応じて、定年前と同様の職務を担っていただくことになりますが、具体的には、従来どおり、各学校長が決定するものです。

　また、非常勤（若年）特別嘱託員（同要綱適用の非常勤講師含む）の職務内容については、教職員としての知識・経験を活かしつつ、学校にとってより効果的な業務を担うという観点に基づき各学校長が決定することとなります。

　労働条件については、任用時に「明示書」により明示しています。

　今後とも、各学校の実情と課題に応じて創意工夫を凝らした組織的・機動的な学校運営が行われるよう、また、各制度が正しく理解されるよう各府立学校長及び市町村教育委員会に対し、指導を行っていきます。

第2（４）の項目について

　再任用教職員及び、非常勤（若年）特別嘱託員（同要綱適用の非常勤講師含む）の勤務については、その職務内容の範囲内において適切に行われるよう、各府立学校長及び市町村教育委員会に対し、指導を行っていきます。

　　再任用職員については、勤務時間条例及び同規則に基づき、正規職員と同様に、所定の手続きを踏まえ、週休日の振替等により対応することになります。

　非常勤特別嘱託員等の非常勤職員に対しては、原則として、時間外勤務を命じることはございませんので、よろしくお願いする。

　なお、非常勤特別嘱託員等の非常勤職員について、あらかじめ当該日に割振られた勤務時間を超えて勤務する必要がある場合や、週休日に勤務を命じる場合には、当該日に勤務を命じるべき時間を割振り、別の要勤務日の勤務時間と調整することにより、また、勤務を要する日の変更により（週休日の振替等）、対応することになります（あらかじめの勤務時間の割振りで対応）。

　　この場合には、労働条件の変更となりますので、当該労働者の同意が必要であり、また、労働条件の明示が必要となります。

第3（２）の項目について

　非常勤職員に対して期末・勤勉手当を支給することは、地方自治法の規定から困難

第3（３）の項目について

　　非常勤特別嘱託員の特別休暇については、要介護者の介護や必要な世話のため、５日（要介護者が２人以上の場合は１０日）取得できる、短期の介護休暇を創設したところ。

　その他非常勤特別嘱託員に係る待遇については、引き続き、非常勤職員に関する国や他府県の状況等を見極めながら、適切な対応に努めてまいりたい。